

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社テノ・ホールディングス
【英訳名】	teno.Holdings Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池内 比呂子
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上呉服町10番10号
【電話番号】	092-263-3550
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 岡田 基司
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上呉服町10番10号
【電話番号】	092-263-3550
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 岡田 基司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【提出理由】

2026年3月19日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年3月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円 総額45,685,760円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月23日

第2号議案 定款一部変更の件

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第40条（中間配当）を削除する等所要の変更を行うものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をおこなうものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、池内 比呂子、岡田 基司、一番ヶ瀬 達吉の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、古賀 光雄、柳瀬 隆志、大崎 麻子、本郷 謙、穂束 洋一の5名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与としての給与および賞与は含まないほか、ストックオプションによる報酬等として年額30,000千円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とするものであります。

第7号議案 会計監査人選任の件

会計監査人としてかなで監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	34,799	90	-	(注)1	可決 99.12
第2号議案	34,784	105	-	(注)2	可決 99.08
第3号議案					
池内 比呂子	34,770	119	-	(注)1	可決 99.04
岡田 基司	34,725	164	-	(注)1	可決 98.91
一番ヶ瀬 達吉	34,759	130	-	(注)1	可決 99.01
第4号議案					
古賀 光雄	34,719	170	-	(注)1	可決 98.89
柳瀬 隆志	34,772	117	-	(注)1	可決 99.04
大崎 麻子	34,760	129	-	(注)1	可決 99.01
本郷 譲	34,758	131	-	(注)1	可決 99.00
穂束 洋一	34,764	125	-	(注)1	可決 99.02
第5号議案	34,685	204	-	(注)1	可決 98.80
第6号議案	34,692	197	-	(注)1	可決 98.82
第7号議案	34,773	116	-	(注)1	可決 99.05

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上